

藤枝市農業委員会農地形状変更指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田畑転換等農地の形状変更（以下「形状変更」という。）に関し、必要な指導を行うことにより、優良農地の確保と近傍農地の被害の防止を図り、農地の有効活用と農業生産力の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 形状変更 耕作する目的で農地に盛土を行い形状を変更するもので、農地法第4条第1項に規定する農地転用に該当しないものをいう。

(事業主体)

第3条 形状変更を行う事業主体は、当該農地の所有者及び耕作者（農地法又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する耕作目的の貸借権のある者に限る。）とする。

(基準)

第4条 形状変更は、次の各号に掲げる基準を守って行うものとする。

- (1) 盛土する目的が耕作のためであり、盛土後において耕作の用に供すること。
- (2) 盛土の高さは、周辺道路の高さまでとすること。ただし、水はけをよくする必要があるなど、形状変更後の耕作に必要であると判断できる場合には、この限りではない。
- (3) 盛土に伴い土砂、雨水等が周辺農地、道路等に流出することのないように適切な措置をとること。
- (4) 盛土に伴い周辺農地の営農に支障が生じないよう排水の確保その他適切な措置をとること。
- (5) 水田が連たんした区域ではその端部以外では盛土を行わないこと。ただし、形状変更を行う農地がすでに耕作放棄されている等、今後水田としての利用が見込めない場合で、形状変更によって現状よりも農地としての適切な管理が可能であると判断される場合は、この限りではない。
- (6) 工事期間は、3か月以内とすること。
- (7) 盛土に使用する土は、耕作に適した土で廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関

する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物）が混入していないこと。

（届出）

第 5 条 形状変更を行おうとする事業主体は、工事開始前に農地の形状変更届出書（第 1 号様式。以下「届出書」という。）に次項に掲げる書類を添付して農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、会長の同意を得るものとする。

2 届出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 届出に係る農地（以下「届出地」という。）及びその周辺の分かる図面（案内図）
- (2) 届出地の公図写し
- (3) 届出地の土地登記事項全部証明書
- (4) 形状変更計画平面図
- (5) 形状変更計画縦横断面図
- (6) 形状変更事業計画書
- (7) 形状変更後の耕作管理計画書
- (8) その他次条の審査に必要な書類

（同意）

第 6 条 会長は、届出書の提出があったときは、書類審査及び現地審査並びに届出地を担当する農業委員の意見聴取を行い、届出内容が第 4 条各号に適合することを審査する。ただし、届出に係る農地が市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域をいう。）である場合は、書類審査のみとする。

2 会長は、前項の審査及び意見聴取の結果をもとに、届出に対し同意通知書（第 2 号様式）又は不同意通知書（第 3 号様式）により結果を事業主体に通知し、同意した届出については農業委員会総会で報告するものとする。

（事業の実施）

第 7 条 前条第 2 項の同意通知書を受けた事業主体は、速やかに工事に着手し、届出書に記載した期間内に工事を完了し、作付を開始するものとする。

（完了報告）

第 8 条 事業主体は工事が完了し作付を開始した場合には、事業完了届出書（第 4 号様式）を速やかに会長に提出するものとする。

（計画変更）

第9条 事業主体は、第6条第2項の同意通知書を受けた後に形状変更計画を変更する場合には計画変更届出書（第5号様式）を会長に提出するものとする。

2 計画変更届出書に添付する書類は、第5条第2項に定める書類のうち、変更箇所に係る書類とする。

（計画変更への同意）

第10条 会長は、計画変更届出書の提出があったときは、書類審査及び現地審査並びに届出地を担当する農業委員の意見聴取を行い、届出内容が第4条各号に適合することを審査する。ただし、届出に係る農地が市街化区域である場合は、書類審査のみとする。

2 会長は、前項の審査及び意見聴取の結果をもとに、届出に対し計画変更同意通知書（第6号様式）又は計画変更不同意通知書（第7号様式）により結果を事業主体に通知し、同意した届出については農業委員会総会で報告するものとする。

（計画の中止）

第11条 事業主体は、第6条第2項の同意通知書又は前条第2項の計画変更同意通知書を受けた後に形状変更計画を中止する場合には計画中止届出書（第8号様式）を会長に提出するものとする。

（届出後の指導）

第12条 会長は、届出に対する同意後も必要に応じ現地調査を行い、受理した計画に従い工事及び耕作が行われるよう指導し、計画どおりに実行されない場合は事業主体に対し理由書及び計画変更届出書の提出を求めるものとする。

2 形状変更が行われた農地については、作付開始後3年間は農地として利用し、農地転用を行わないこととする。ただし、真にやむを得ない理由があり、形状変更が当初より農地転用を目的としたものでないと判断できる場合は、この限りではない。

（責任義務）

第13条 事業主体は、形状変更により周辺の農地、農作物、道水路その他について損害を与えた場合又は紛争が発生した場合は誠意と責任をもってその解決にあたることとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、会長及び事業主体が協議し、解決を図るものとする。

附 則

この告示は、令和 2年 2月 1日から施行する。